

日露戦後経営と教育政策

——第二次桂内閣期における内務省の教育構想——

小 林 嘉 宏

On the Japanes Home Office's Educational Policy
after the Russo-Japanese War

KOBAYASHI Yoshihiro

I は じ め に

第二次桂内閣(明治41<1908>年7月~44年8月)の成立とともに、内務省が全国一万二千余の町村を拠点として、「社会改良」を強力に遂行したのが「地方改良運動¹⁾」であった。この運動の中で、教育問題は、その一翼を担って重要な位置をしめ、またそれ以降の時期における内務省の教育政策への独自の関与の端緒ともなるものであった。

地方改良運動における教育問題については、すでに、小川利夫氏らによって先駆的に研究²⁾がなされ、戦前のいわゆる「社会教育」は、地方改良運動の成立によって、その「原基形態」が形成されたことが明らかになっている。しかし、この研究は、内務省が地方改良運動の大眼目として推進した地方「自治」の振興策の一環として、町村単位での社会教育が成立したという事実を明らかにしたのが、地方「自治」の振興策の内実、および教育問題の具体的内容については、不問に付されている。

その後、宮地正人氏によって、地方改良運動の具体像がかなり明らかになり、また教育問題にも多くの照明があてられた³⁾。宮地氏によれば、地方改良運動は、自然村落共同体を新たな「国家の為の共同体」として改造することをめざしたものであったとされ、「国家の為の共同体」への改造の内実については、「日本帝国をはっきりした国家意識をもって認識でき、しかもその要請を主体的に行政町村内部に充分浸透させることのできる町村民をつくりだすこと⁴⁾」と総括して、ひたすら国家目的への民衆の直接的な同化を強調された。そして、教育問題についても、この視点より、国家権力からの一方的注入教育としての「天皇制絶対主義教育」を、日常生活レベルまで浸透させようとしたものであったとされている。しかし、これらの指摘は、後に本稿で検討するように、いささか疑問視せざるを得ないものである。

以上の先行研究の問題点をふまえつつ、本稿では、第二次桂内閣期を中心として、地方改良運動総体を考察した上で、この運動下の教育問題について、その内実および時代的意義を明確にし、日露戦争後の時期の教育政策、国民統合策の一端を明らかにしたい。

II 戊申詔書換発と地方「自治」の振興

第二次桂内閣の内務大臣平田東助が、戊申詔書の主旨説明において「地方の改良事業の如きも

即ち其一端⁹⁾」と述べたように、地方改良運動が開始された必然性、およびそれが目指した方向は、最も端的に、戊申詔書に表明された国民統合への方針に現われている。戊申詔書冒頭の「列国ト共ニ永ク其ノ慶ニ頌ランコトヲ期ス」という部分にみられるように、詔書の渙発は、日露戦争後、最新参の帝国主義国日本が、欧米諸列強国に伍して飛躍的な発展をすべきだという国家の至上課題に対して、課題の前に立ちはだかった二つの大きな難題を解決するための一助として行なわれたものであった。二つの難題とは、一つは、「気位は高いが金はないという貧乏士族のごとき¹⁰⁾」国家経済の窮乏化であり、もう一つは、「今日は尚ほ織々たる一縷の烟に過ぎずと雖も若し捨てて顧みず、他日燎原の勢を為すに至ては、臍を噬むも復た将に及はざらん¹¹⁾」という、潜在的な社会主義勢力への警戒意識によって示されている階級対立の顕在化なのである。

戊申詔書では、国民が日常的に励行すべき徳目を七つ挙げているが、これらは、「忠実服業」、「勤儉治産」、「去華就実」、「自彊不息」という四つの徳目と、「惟信惟義」、「荒怠相誡」、「醇厚成俗」という三つの徳目の二つに別けて考えることができる。はじめの四つの徳目に共通した特徴は、日常生活での生産活動に関連していることである。生産活動が強調されるのは、「戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス」という、戦後経営の実施にむけた生産活動の高揚が求められたためであったのは当然だが、しかし、理由は単に当面の課題達成のためだけではなく、長期的な展望があったためである。つまり、「日進ノ大勢」として現出してくる資本主義社会の現実をとらえ、そこに生活する国民に、国家が新たに国民規範を提示するためであった。平田が、詔書解説にあたって「我々の第一に努むべきは産業である¹²⁾」と言い切ったように、もはや資本主義社会を前提とすることなしに国民規範は成立しなかったのである。生産活動から無関係な行為規範は存在しないという社会的「現実」を「当為」とすることによって、国民統合がはかられたのである。それは、要するに、国民を全面的に生産活動へ動員すること、そのこと自体によって国家秩序を再生産し、同時に実際の結果として、国力を発展させるという二重の機能を期待するものであったといえる。教育勅語は、生産活動を不問にして、経済生活に左右されない普遍的な人倫関係を規定することによって国民規範として機能するが、これのみでは日露戦争後の新たな国民統合を担いきることは不可能であり、ここに新たに戊申詔書を付加する必要があるためであった。一方、後の三つの徳目については、これらは個人の行為を規定したものではなく、全体的「社会」の在り様を規範化したものである。その点で、教育勅語的な、個別の人倫関係を規範化したものとは異なるのである。当時、すでに社会政策論議が起こり、国家から相対的に独立した「社会」を個人の統合の場として設定し、「社会」が「社会」自身でその矛盾を解決し発展させてゆこうという、「社会の発見」ともいえる思想があったが、戊申詔書は、この思想に着目することによって、「社会」による統合機能への期待を表明したものである¹³⁾。それは、とりわけ、いわゆる「経済と道徳の調和」＝「階級調和」を、窮乏化した国家財政の負担なく実現することをねらったものであった。

要するに、戊申詔書の渙発は、日露戦後の国家課題の解決策として、(1)実質的な生産力の向上が期待でき、またそれ自体が秩序の維持機能を果たすような、ひたむきな生産活動への国民の全面的な動員と、(2)社会矛盾の解消と社会発展を自足的に可能する「社会」の形成、という二つの方向をもって国民統合を構想したものであった。そして、この戊申詔書の方針を具体化してゆこうとしたのが地方改良運動である。ただし、ここで注意すべきことは、日常的な生産活動にせ

よ、「社会」形成にせよ、それ自体では、国家目的と直接的に同調するような国家主義イデオロギーを含むものではなく、個的・共同体的営為であった点である。だからこそ、これらの営為をいかなる媒介を通じて国家目的へと同調させるかという問題に対応すべく、地方改良運動が、地方「自治」振興運動として展開されたと考えられるのである。

地方改良運動の内務省での推進者であった一木喜徳郎は、「自治制度の特色」として、近代以前では「被治者は農工商業者であって、治者は之に関係のない人¹⁰⁾」であったが、「今日の制度が昔の制度に異るのは、治者被治者の同一¹¹⁾」であって、結果として「実業と行政が同一になった¹²⁾」ことを挙げたうえで、「自治」運用が生産活動と不離の関係にあることを強調した¹³⁾。彼は、また「実業と行政が一致する以上は、市町村公住民の思想は常に実業と離るべからざるもの¹⁴⁾」であると述べ、住民が一丸となって生産活動に参加してゆくことを「公住民」のあるべき姿とした。ここに明らかなように、戊申詔書に示された国民規範は、「実業と行政の一致」が最も日常的に実現する場としての自治体において、具体化されうると考えられたのである。また、一木は、「多数公衆の力によりて行くと、其国が強い。此生存競争の劇しい世の中に、国家進運を挙げて行かうとするには、どうしても其手段（「自治」の振興のこと一引用者）に出るより外はないのであります¹⁵⁾」といい、「多数公衆」による「自治」に、強力な国家体制を形成する重要な基盤を見いだした。

このように、国家と個人的営為、共同体的営為とを媒介する場として設定された自治体、および自治活動については、官僚から、その活性化に大きな期待が寄せられた。そして、それはとりわけ生産活動の向上との関係において期待されるものだった。しかし、それは自治活動の結果として出来るものへの期待であって、自治活動の実践の中までに直接的に国家目的への同調を押しつけるものではなく、国家から相対的に独立した、日常的な「私的」「社会的」領域の充実として、その活性化が期待されたことを重視すべきなのである。一木が「人民は先づ以て其利害の近い所の自治団体で以て行政に当り、さうして行政の利害得失といふやうな事に習熟し、国家一般の行政にも始めて参与することが出来るようになる¹⁶⁾」と述べたように、「利害の関係」が自治体行政と一体化することが、「独立自営民」たる個人を国家へとリンクさせてゆく道だとされたのである。「自治制のみが、人民の利害と行政の働を近接せしむる唯一の方法¹⁷⁾」なのであった。

地方改良運動の代表的推進者であった内務官僚井上友一は、自治活動において発揮されるべき基本的理念について「自治の根本義には二つの段階がある。即ち公共心と共同心である¹⁸⁾」として、「公共心」「共同心」の養成こそ自治活動の「根本義」としている。しかし、ここで注目すべきことは、井上は「公共心」「共同心」ともに、それが発揮されるべき理由を「郷党の利益の為¹⁹⁾」としている点である。井上によれば、自治活動は、まず「郷党」、つまり町村自治体の利害によってなされるべきものであって、直接的に「国家の利益の為」になされるものではなかったのである。青年会活動の首唱者であった山本滝之助が、地方改良運動さかんなりし明治42年に、青年に対しては、「国家といひ国民といひて如何にも遠方に客在しているかの如く思はしめるよりか先づ眼前に見えている所の町村を確と押へさす²⁰⁾」ことが最重要だと述べたことは、一木や井上ら内務官僚の自治活動についての主張を最も端的に表わしているといえよう。

以上のように、地方改良運動は、その基本方針たる戊申詔書と、運動の方法論としての「自治」振興論をみる限りでは、「日本帝国をはっきりした国家意識をもって認識できる町村民をつ

くりだすこと²¹⁾」であったとか、「国民ひとりひとりの自由と権利の主張の上に立つ『パブリックなもの』の形成につながるものでなく、逆に私的な利益と権利の否定の上に成立するおかみへの忠誠心²²⁾」の育成運動であるとか評価することは、いささか疑問視すべきことではなからうか。むしろ、地方改良運動を総括的にみるならば、運動自体の中に十分に私的利害の入り込む余地が、あらかじめ推進主体の国家官僚の構想のなかに入っていたことにこそ注目すべきではないだろうか。国家意識の注入喚起をもって運動を総括することよりも、自治体住民が「自己の利益」即「自治体の利益」として擬制的に運動にまきこまれ、またこれを積極的に担い、結局国家目的へと深く包摂されてゆくという事態にこそ留意しなければならないのではないだろうか。

次に地方改良運動において重要な位置をしめた教育問題について、「学校中心自治民育」構想を中心に具体的に検討し、このような疑問に答えてゆくこととする。

III 地方改良運動と学校中心自治民育

(1) 学校中心自治民育論の成立

地方改良運動全体が、「心田の開拓²³⁾」として、一つのエデュケーション的色彩を持ったが、その中でも、個々のエデュケーションは、運動の重要な一環として強力に推し進められた。ここでは、学校中心自治民育」として唱えられたエデュケーションをみることにする。

明治39年6月12日、京都府何鹿郡では、郡長が郡下の町村長に対して、「戦後ノ経営発展ニ伴フ経費ノ増嵩ヲ見ルハ止ムヲ得ザルコトナレバナリ随テ国民ハ勤勉力行シ決シテ華美輕佻ニ流レズ質実ニ上下一致シテ戦勝ノ光輝ヲ確保²⁴⁾」すべきだと、日露戦後の町村経営への積極的対応を求める中で、教育にふれて「曩ニ内務省ニテハ地方行政調査ニ係ル模範事項ハ印刷ニ付シテ各町村ニ配布セルヲ以テ既ニ承知ノコトナラン学校ノ状態ト其町村自治トノ関係ハ其軌ヲ一ニス学校教育ノ一般ニ及ボス効果ノ多大ナル知ルベキナリ本郡ニアリテモ未ダ教育上ノ施設発展ノ余地少シトセズ諸君ト共ニ追々之ガ調査講究ヲ計ラントス²⁵⁾」として、小学校教育が「町村自治」上に重要な意義をもつことを述べている。また、同時期に内務省から出版され、後に地方改良運動の模範例集となる『地方自治要鑑』では、「学校が一地方を啓発するの中心となり、教育と地方事業との、最もよく連絡し、又よく調和するに至らんことは、誠に自治の根本を培ふ所以なり²⁶⁾」として、何鹿郡長訓示と同様に、地方町村経営＝「自治」の振興と小学校教育とを積極的に関連づけようとしている。これらのことは、地方改良運動の全面的開始とともに、その重要な課題となるのである。

地方改良運動の中心的推進者であった内務官僚井上友一は、「教育の任に在る者は学校を以て社会を訓育するの中心とし児童より父母に及ぼし延いて一郷の薫陶を計²⁷⁾」の必要があると述べ、「地方自治が学校家庭及産業の三者と共に手を携へて同一の軌道を進むの活手段を究むること甚だ切なり²⁸⁾」として、学校を中心とする「一郷の薫陶」が、地方改良運動の中で積極的にその機能を果たすことを求めた。また、井上が、「教化行政は学校内に止らず学校の外に於ても広く国民の訓育を目的とす。かくて『民育問題』といえる術語を生ずるを見る。所謂民育問題は単に其人の爲め人を訓育するに止らずして社会の爲めに人を訓育するに在り。教化行政が自治の作用中最重大の関係を有するは之が爲めなり²⁹⁾」と述べるように、地方改良運動では、積極的に「自治」を担ってゆく住民を、「自治」運用の中で社会的に育成してゆく「自治民育」が唱えられた。こ

の「自治民育」が小学校を中心的指令室として自治体内に励行されることが、一般に「学校中心自治民育」と称されて、地方改良運動の主要眼目となったのである。小学校は、町村自治体の「文化の中心³⁰⁹」,「社会の中心³¹⁰」として機能しなくてはならなかったのである。

また一方、小学校において、教員および施設が、「自治」活動全般に係わってゆくことが求められたにとどまらず、小学校教育自体に「自治」活動的内容を盛り込もうとする傾向があった。地方改良運動の啓蒙雑誌『斯民』誌上では、「社会化したる小学校」の模範例をしばしば紹介し、さらに「学校の社会化³²⁰」の必要が唱えられている。言うまでもなく、ここでいう「社会」とは自治体のことであるが、学校中心自治民育論が、「社会の学校化」であるとしたら、この「学校の社会化」は、小学校教育自体の中にも「自治民育」的内容を運びさせようとするものであったといえる。町村自治協会幹事であった長沢則彦は、「(ある小学校の訓示を見ると)一番終りに『国の為に尽すべき事』と記されてある。……是は実に結構な事である。けれどもそれだけ記されてある中に、市の為に尽すべき事、町村であったならば、町村の為に尽すべき事と云ふことは書いてなかったのである、……地方の先生に自治に就ての思想を養って貰いたいと言った所が先生曰く、我々は生徒の普遍的常識的思想を養成して行くのであるから、自治杯と云ふ事に就てのみさう力を尽すことが出来ぬと答えた³³⁰」として、小学校教育に、国家意識とは別に、「自治」意識の啓発を求めている。また、井上友一も、「自治と普通教育」について、欧米の傾向として「学校に於て自治心の養成を図って居るものも出来た³⁴⁰」ことを挙げて、「自治心の修養といふことを小学校時代に於て行はねばならぬ³⁵⁰」と述べており、「愛国心³⁶⁰」の教育に対して「愛郷心³⁷⁰」の教育の必要を唱えている。そして、井上は、小学校教師に、このような教育をするための「地方研究」、「郷土研究」さえ求めているのである。地方改良運動関係者達は、自治体に所属する児童を、その自治体構成員たる性格を捨象して、「国民」として一括し「国民教育」を授けるという従前の小学校教育に対して、「自治」精神を体得した自治民へと教育する機能を新たに求めたのであった。つまり、小学校教育に、「国民教育」のみでなく「町村民教育」の性格を付与してゆく構想も、学校中心自治民育論の中に組込まれてゆくのであった。

(2)学校中心自治民育の実例

学校中心自治民育構想の「模範例」を、茨城県那珂郡佐野村においてみることにしよう。佐野村唯一の小学校、佐野尋常高等小学校校長木名瀬捨蔵は、明治42年以來の「治績」を「村の中心となりしわが学校³⁸⁰」としてまとめている。これによると、小学校運営の理念は、「小学校は文化の中心で、総ての教化の根源でなければなるまいと思ふ。殊に農村の小学校はそうでなければなるまいと思ふのである。昔は事の大小となくなんでもその村の庄屋様の所へ行って聞き又庄屋様のいふ事はよく守ったといふ事であるが、今日の小学校の教育もかくありたいと思ふ。これで初めてその教化が村内一般に及ぶものであると思ふ。即ちその村に住んで居る老人も子供も男も女も悉く教育するという考へでなければなるまいと自信する」とするもので、まさに学校中心自治民育構想を具体化しようとするものである。

このような理念に従って、佐野村の各種団体は事務局をすべて小学校内に置き、小学校長および教員は、団体役員や顧問となり、それら団体の会合には必ず出席することとなっていた。各団体の中で注目すべきものを挙げると、まず「佐野互楽会³⁹⁰」である。この組織は、名前の示すように、娯楽を兼ねた全村的意志疎通機関であり、中心的役員である小学校長、教員に加えて、役

場吏員、郵便局長、村医、県会議員らによって構成され、村治行政全般が村民の末端まで浸透するための補填機能を果たすことを目的とし、同時に村内行事の簡素化をはかるものであった。また、同種のものに、母親に対する教化組織である「十九夜講」などもあった。一方、小学校教育の中では、「一坪農業」を高等科の小学生に課し、小学校で品評会を行い、農事改良の一助としたり、「各字鎮守参拝」と称して、小学校開校記念日に、小学生が小学校を始点として順次各字の鎮守へ参拝し、また小学校へ帰るという行事が行われたりしている。この「各字鎮守参拝」は、「字」つまり旧自然村落どうしの対立を、小学生「氏子」の混拝によって、行政村としての統一へと解消するための一助として行われたものであり、地方改良運動の重大課題たる旧自然村落秩序への積極的な行政の介入に呼応するものであった。要するに、佐野村では、小学校が、村行政の円滑化、農事改良、村財政の窮乏化防止、行事の簡素化、旧自然村落の行政村への統合、教化団体や村民遊楽の統御等々に対して、その補填促進機能を積極的に担ったのであり、小学校教育自体も、このような機能に対応すべくその内容を地域化、実際化していったのである。

以上の実態にも明らかなように、小学校が、町村治全般にわたって、その制御中枢として機能し、それによって「自治」振興をはかろうとしたのが、学校中心自治民育であった。それは、学校のもつ「教える」という機能によって、学校を中心に町村全体を「啓蒙」することをねらったものであった。しかし、その「啓蒙」とは、学校中心自治民育構想、およびその実態から明かなように、直接的には日常生活や日常的生産活動、地域的な社会活動の充実をめざしてなされるものなのである。その意味で、学校中心自治民育をもって「町村内においては小学校こそが国家と町村とを日常生活の場でむすびつける主要なルート」であったから、「国家がより広範な国民を小学校教育(その内容が国家主義・天皇制イデオロギーなのだ)のもとに包摂しようとすることを意味する⁴⁰⁾」として、直接的な国家への統合策の強化と評価することは疑問である。

(3)学校中心自治民育の受容契機

次に、「時代の要求⁴¹⁾」として、学校中心自治民育を受け入れる契機が全国的にあったかどうかについて、日露戦争後までの時期において、町村内で小学校のしめた位置を考察して、答えを出してみたい。

町村自治体と小学校の関係についてみると、地方学事通則の成立以降、義務教育行政は、「国ニ属シ自治体ニ属セス法令ノ規定若クハ国ノ許容ニ由テ自治体ニモ教育事務生スルナリ⁴²⁾」とされるもので、小学校は、町村自治体内唯一の直接的な国家機関であったといえる。しかし、それは制度上のことであって、実態としては、小学校は町村自治体にとって別の存在意義を有しつつあった。それが決定的となるのが、日露戦時下の状況であったが、ここに京都府下での実例を示すこととする。

戦時下の各町村の京都府への報告書によると、「時局ハ一般ニ人民ノ向学心ヲ惹起セリ蓋シ書面ノ往復新聞閱覧等ニ不自由ヲ感シ或ハ内外国情ニ疎ク軍事思想ニ暗キコトヨリ全ク自己ノ智識ヲ自覚スルニ至リシニ因レリ殊ニ青年者ニアリテハ最モ刺激セラレタルモノ、如ク各自求知心ヲ満足セシメンカ為メニ学事ニ志ス者俄カニ増加シ父兄亦之ヲ奨励シツ、アルモノ、如シ⁴³⁾」とか、あるいは、「一般社会ニ対シテハ開戦前幾年限ニ不便ヲ感シタル不学ノ父兄ハ出征セル中文字ヲ解スルモノト解セサルモノト相互間意志ノ関係交換ニ大ナル不便アルヲ今更ノ如ク看破シ其必要ヲ絶對的ニ感セシコト從ツテ本籍者ノ不就学児童ハ殆ント跡ヲ絶ツニ至レリ……此機ニ乗

シ或ハ父兄懇談会ヲ開キ、学校教育ハ勿論進ンテ青年子弟ヲ集メテ夜学ヲ開催シ以テ教育ヲ奨励セリ⁴⁹⁾」というような事態があった。つまり、戦況を新聞等から知り、戦地からの便りを読む必要から、一般社会人の間に文字習得の必要が認識され、これが地域での全般的な向学心の勃興をもたらしたのであった。

そして、同時に、小学校教育への積極的な評価の動きをとらえて、小学校を中心として児童の父兄、卒業後の青年層が組織され、彼らはそれに積極的に関与していったのである。また、「(町村民は一引用者) 時局ニ関シテ知ラントスルコト切ニシテ其結果大ニ教育ノ必要ヲ感シタリシハ疑フヘカラサル事実ニシテ談話会幻燈会等ニ集ルモノ多キハ之レヲ証明スルニ足レリ。而シテ学校ニ於テハ農事改良ノ一助トシテ生徒ヲシテ害虫駆除黒穂ノ採集ヲ励行セシメシヲ以テ村民ハ一層心ヲ動かサレ大ニ教育ノ価値ヲ認ムニ至レリ⁴⁵⁾」というように、向学心の惹起が、教育と実業との連絡として展開してゆく傾向もあった。地方農会雑誌でも、この傾向をとりあげ、小学生による黒穂採取の効果の大きさに注目し、それを「有益なる観念を児童に附与せられたるのみならず直接に間接に我農民の知能を啓発せしめ⁴⁶⁾」たと評価して、「今や農村に於ける小学校教師は児童の師のみに非らずして全農村の師表たるにありとは既に識者の定論なるものの如く望むらくは向後斯業の発展に或は普及に致々指導補佐せられ⁴⁷⁾」ることを望むと述べているように、小学校教育が日常生産活動との関係で評価される状況がうみ出されていたのである。

以上に、日露戦中の京都府下での状況をみたが、このような状況は、京都府下においてのみ出現したものか、それとも全国的にみられたものであったのかを確認する必要がある。当時、文部省普通学務局は、日露戦時下の日本の教育状況について、『戦時地方ニ於ケル教育上ノ経営』という小冊子の中で、「時局ノ教育ニ及ホセル影響⁴⁸⁾」としてまとめている。それによれば、全国にわたって、「大ニ教育学芸ノ必要ヲ感シ向学心ヲ奮起セシメタルコト⁴⁹⁾」、「実業ノ重ノスヘキヲ知ラシメ勤儉貯蓄ノ習慣ヲ養フヘキ機会ヲ与ヘタルコト⁵⁰⁾」、「父兄及公共団体ヲシテ学校基本財産設置ノ必要ヲ認メシムルニ至レルコト⁵¹⁾」等々の傾向があったとし、これらの傾向は「佳良ノ影響⁵²⁾」と評価され、それに対して戦意発揚的な傾向を「不良ノ影響⁵³⁾」としている。つまり、京都府下にみられた傾向は、全国的に存在するものなのであった。

要するに、日露戦争期を通じて小学校が、生産活動をも含めて、日常的な利益追求のための知識獲得を軸として、町村内の生活と一体化し、「町村の学校」として定着してゆく契機が出現してきたのであった。それゆえ、日露戦争後、学校中心自治民育が実体化してゆく可能性が十分にあったといえるだろう。

IV 文部行政と学校中心自治民育

内務省が、地方改良運動を展開しているのと同時期に、文部省は「社会教育」、「通俗教育」の必要を唱えたのであるが、この文部省側で考えられた「社会教育」、「通俗教育」と地方改良運動下での教育はいかなる関係にあったのだろうか。

第二次桂内閣期の教育政策、つまりいわゆる「小松原文政」は、従前の教育政策とは異った特色を有していた。第二次桂内閣の「政綱」は、とくに「教育」に一項をさき、「教育勅語の旨を奉して、国民の徳性を涵養し、自由競争に伴ふ流弊を抑制せんことを力め、教科書の編纂、教育の奨励示導等、亦専ら茲に意を注ぐを要す⁵⁴⁾」とされているように、「自由競争に伴ふ流弊」を

教育によって未然に予防することを主眼目とし、そのために、「教育勅語の旨を奉」ずる「国民徳性」の涵養、つまり天皇制イデオロギーによる国民統合機能に期待をかけてゆくという教育方針が打ち出されたのであった。小松原文政の特色は、従前までの教育政策が、生産力向上のための知識技能育成充実を旨としたものであったのに対して、教育のもつ秩序維持機能を積極的に前面に押し出すものであった。

小松原文政は、このような志向をもつ以上、単に学校体系によって把握される児童学生だけではなく、より広範な国民全般の把握を政策の前提としなければならず、学校教育の「社会的拡張、延長」が課題として出現してくるのは必然であった。それゆえ、小松原文相は、「教育の普及は社会と学校と家庭の連絡を完うするを得て始めて之を得⁵⁹⁾」、またあるいは「社会教育を見るに、一般には、尚ほ発達せりと言ひ難く、之を誘導奨励して、十分の発展を遂げしむるは、蓋し現今の急務なるべし⁶⁰⁾」等と述べる必要があったのである。この小松原文政の傾向は、当時から「文部省の教育施政方針は、小松原文相に至って、著しく社会教育的傾向を帯び来れり⁶¹⁾」と評価されるほどきわだったものであった。

この「社会教育的傾向」は、もっぱら「通俗教育」の確立として具体化されていったが、とりわけ幸徳事件後、この傾向は一層強化された。事件後、小松原は、「社会教育(或は通俗教育)を盛にし社会の風紀を廓清し努めて醇厚なる国民的精神を涵養するは亦一般青年に対する不健全なる思想の誘惑感染を防ぐ最有效の手段方法⁶²⁾」であるとして、その実施を「刻下の急務⁶³⁾」としている。このような事態の中で、明治45年5月に「通俗教育調査委員会」、「文芸委員会」が同時に設置されたのであった。

そして、かような動向の中で、種々「通俗教育」に関する通牒が出されているが、その中に次のようなものがある。それは「一、各帝国大学及直轄学校ニ於テハ成ルヘク多クノ機会ヲ利用シテ通俗講演会ヲ開催シ広ク一般公衆ヲシテ最簡易ナル方法ニ依リ之ヲ聴講セシメラレタキコト、二、各学校ノ校舎、運動場、図書、器具、器械標本及其ノ他ノ設備中通俗教育ニ資スヘキモノハ学校教育上妨ナキ限り成ルヘク一般公衆ヲシテ之ヲ利用スルヲ得シメラレタキコト、三、各学校ノ施設ハ便宜ノ時機ニ於テ一般公衆ノ縦覧ヲ許サレタキコト、四、各学校ノ職員ヲシテ本務ノ余暇成ルヘク通俗教育ノ普及発達ニ関シ尽力セシメラレタキコト⁶⁴⁾」とする「帝国大学総長、直轄諸学校長、中央气象台長への文部次官通牒」である。また、同様の通牒が、他の師範学校等へも出されている。この通牒にみえるように、学校が、その所在地域内で、学生のみならずそこに住む一般社会人をも対象として、「通俗教育」を行っていくことが、文部省の政策として表明されたのである。つまり、学校の有する教育機能が、その所在地を中心として社会的に拡大、延長することをもって「通俗教育」遂行のルートとすることが想定されたのである。

しかしこの「通俗教育」とは、せいぜい学校教育の社会的延長にすぎず、その内容たるや、社会生活とかけ離れた「忠勇義烈の事蹟を伝へ、或は孝子節婦の美談を述べる……以て我国固有の道徳教育に資し、国家の風教を稗補する⁶⁵⁾」ような天皇制イデオロギーの注入を主としたものであり、その意味で、「国民教育」中の道徳教育が、ただ対象年令層を拡大して行われたにすぎないものであった。それゆえ、「通俗教育」の浸透策として、学校教育機能の拡大が行われたとしても、それは、学校が地理的に一般社会人の「手近な」所にあるという点が評価されたものにすぎなかった。つまり、国家—国民を直接に結ぶ回路の一過程として構想されていたのであった。そ

の意味で、「学校中心自治民育」構想が、学校を「町村自治」の中心として、自治体内の日常生活全体と密接に関連しながら住民を「自治」の振興へと導いてゆく「町村民教育」の徹底化をめざし、それが結果として国家へ連らなることを期待したものであったのとは大いに異っているのである。同じく国民統合をめざしながら、文部省の「通俗教育」=国家-国民の直接の統合回路と内務省の「学校中心自治民育」=国家-町村「自治」-住民という回路を比較するなら、後者が前者に較べていかに国民をより深くとらえ得るものであったかは明らかであろう。

V む す び

一般に、日露戦後から大正初年にかけての一時期は、「時代閉塞⁶²⁾」の暗黒時代として、国家権力による国民の思想、生活への弾圧と抑圧の時期であると規定され、とりわけ内務省指導下に全国的に展開された地方改良運動は、このような時代の性格を典型的にあらわしたものであると評価されてきた。そして、この地方改良運動の開始を機に、内務省が社会教育を通じて積極的に教育政策に介入し、国家統制的色彩の強い教育を推し進めていったとされる論が通常である。

しかし、本稿の考察によってその一端が明らかになったことからみれば、地方改良運動およびそれを通じて内務省主導下に展開された教育は、たしかに、それを指導する国家官僚の強い国民統合への志向でもって裏づけはされていたものの、その内実には、かならずしも一方的に国家意識を注入し、国家目的への同調を国民に強いるものではなかったのである。教育に関して言えば、むしろ、文部省の教育政策全般がこの時期、天皇制イデオロギー注入策として著しく国家統制的色彩を帯びていたのとは、対照的ですらあった。

したがって、この地方改良運動下の教育をとらえて、国家権力からの一方的注入教育としての「天皇制絶対主義教育」を日常生活レベルまで浸透させるものであった、と総括するのは誤りであるといえるだろう。

なお、本稿では考察の中心を「学校中心自治民育」論という、教育問題としては総論的なものに限ったが、本来、その最も重要な具体的問題として、青年会活動の考察へと進むべきであったことは言うまでもない。しかし、すでに紙数も尽きたので、その考察は別稿において行ないたい。

注

- 1) ここでいう、「地方改良運動」とは、明治41年5月3日に、内務省主催で第一回が開催され、以降毎年開催された「地方改良事業講習会」にちなんで、この講習会の指導する方向に推進された「地方改良」をめざす諸運動を総称して、このように呼ばれたものである。なお、この地方改良事業講習会は、後には「自治講習会」と呼ばれ、昭和18年までに、38回開催されている。
- 2) 小川利夫、橋口菊、大蔵隆雄、磯野昌蔵、「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察——地方自治と社会教育——」(一)(『教育学研究』24—4, 6 昭和32年)
- 3) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』昭和48年
- 4) 宮地同上書 77頁
- 5) 安部磯雄『帝国議会教育議事総覧』昭和7年 第三巻 32頁
- 6) 山宗宗文『金解禁を中心とする我国経済及金融』昭和6年(信夫清三郎『明治政治史』昭和28年 141頁より引用)
- 7) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』坤巻 大正6年 341頁
- 8) 『教育時論』859号 明治42年2月25日 平田東助「戊申詔書に就て(下)」21頁

- 9) 以下括弧をつけた社会——「社会」——は、この意味でもちいることとする
- 10) 『斯民』第6編第5号 明治44年8月7日 一木喜徳郎「地方民政の要綱」45頁
- 11)12)13)14) 同上 47頁
- 15) 内務省地方局『地方改良事業講演集(上)』明治42年 一木喜徳郎「自治の本義」1頁
- 16) 同上 6頁
- 17) 同上 30頁
- 18)19) 井上友一『自治興新論』明治42年 (近江匡男『井上明府遺稿』大正9年に全編所収 15頁)
- 20) 『山本滝之助全集』明治42年「地方青年団体」104頁
- 21) 宮地前掲書 237頁
- 22) 堀尾輝久「体制再統合の試みと『帝国』イデオロギー」(日本政治学会『日本の社会主義』昭和43年179頁)
- 23) 井上友一『自治興新論』明治42年 (近江匡男編『井上明府遺稿』大正9年に全編所収 4頁)
- 24) 京都府何鹿郡『何鹿郡役所の蹟』大正15年 86頁
- 25) 同上 88頁
- 26) 内務省地方局『地方自治要鑑』明治40年 48頁
- 27)28) 井上友一『自治要義』明治42年 58頁
- 29) 同上 27頁
- 30)31) 山崎延吉『農村自治の研究』明治41年 (『明治大正農政経済名著集22』昭和52年 162頁)
- 32) 『斯民』第1編第9号 明治39年12月25日 大橋重省「社会化したる小学校」9頁
- 33) 富山県農会『報徳講演集』明治42年 長沢則彦「自治談」19頁
- 34)35)36)37) 井上友一『自治の開発訓練』明治42年 (井上会編『井上博士と地方自治』昭和15年に全編所収 402頁)
- 38) 勝田市史編纂委員会『勝田市史料Ⅲ』昭和48年 木名瀬捨蔵「村の中心となりしわが学校」大正3年48頁
- 39) 以下の佐野村に関する記述は、同上書、および、鈴木正幸「日露戦後農村再編成の開に関する一考察」(『茨城県史研究』27号)を参照
- 40) 宮地前掲書 49頁
- 41) 『斯民』第4編第11号 明治42年12月7日 辻川巳之介「学校中心」65頁
- 42) 『明治以降教育制度発達史』第三卷 132頁
- 43)44)45) 京都府庁文書『京都府日露戦時局記事』明治37～38年「教育」頁なし
- 46)47) 京都府農会『京都府農会報』第109号 明治38年10月15日 1頁
- 48) 文部省普通学務局『明治三十八年戦時地方ニ於ケル教育上ノ経営』明治38年 42頁
- 49)50)51) 同上 44頁
- 52) 同上 43頁
- 53) 同上 45頁
- 54) 徳富前掲書 352頁
- 55)56) 立石駒吉編『小松原文相教育論』明治44年 1頁
- 57) 『教育時論』88号 明治42年12月15日 10頁
- 58)59) 木下憲『小松原英太郎君時略』大正13年 113頁
- 60) 倉内史郎『明治末期社会教育観の研究』(野間教育研究所紀要 第20集 昭36年)資料編Ⅱ 141頁
- 61) 『教育時論』941号 明治44年 (倉内前掲書 32頁より引用)
- 62) 石川啄木『時代閉塞の現状』明治43年 (『日本近代文学大系23・石川啄木集』所収 476頁)